

エネルギー構造高度化に向けた公共施設 F S 調査及び理解促進業務委託仕様書

1 業務名

那政委第 6 号 エネルギー構造高度化に向けた公共施設 F S 調査及び理解促進業務委託

2 業務の目的

本市は、令和 2（2020）年 7 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を発し、令和 6（2024）年 3 月には、二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギー導入の目標等に係る方向性を示した「那珂市地域脱炭素ビジョン」、令和 7（2025）年 3 月には、市民や事業者も含めた市全体で、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標などを定めた「那珂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、取組を推進している。

本事業は経済産業省の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用し、脱炭素と安定供給の両立におけるエネルギーミックスの重要性をはじめ、次世代のエネルギー源として期待される核融合に関する QST 那珂フュージョン科学技術研究所の取組など環境・エネルギー問題への関心喚起、再エネ活用への理解促進・導入意欲の高まりに基づくエネルギーの地産地消促進を目的とし、公共施設における環境・エネルギーに関する情報発信・学習拠点構築及び再エネ導入計画立案に向けた検討を行うとともに、若年層を中心としたイベント・講座による理解促進事業を実施する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

4 業務内容

（1）理解活動拠点化を志向した公共施設への再エネ導入 F S 調査業務

① 再エネの情報発信拠点化及び学習拠点化に向けた調査・検討

環境・エネルギー問題や再生可能エネルギー活用に関する情報発信拠点化・学習拠点化に向けて、抽出・選定要件を整理する。できる限りそれらの要件を網羅的に備えた、または備えることが可能な公共施設を抽出する。

また、他自治体等の事例も調査しながら展示・企画等構想についての策定も進め、展示スペース、イベントスペース以外にも、再エネに関する幅広い知識・理解の促進に向けて、様々な再エネ学習設備（ガラス建材一体型ペロブスカイト太陽光発電等）の設置可能性及び QST 那珂フュージョン科学技術研究所の取組に関する市民への PR 手法について検討を行う。

② 抽出した公共施設の利用実態及び設備管理・運転状況の確認

抽出した公共施設について、設備の利用実態を確認するとともに、設備状況・運転状況等を整理し、施設のエネルギー使用実態を把握する。

③ 調査対象の公共施設の抽出

①及び②の確認結果等を踏まえて、普及啓発事業の実証拠点及び防災拠点施設等に資する調査候補2施設程度を選定する。

④ 公共施設の再エネ診断等の実施及び導入計画の策定

抽出した公共施設（2施設程度）について、効果的に設備導入計画、事業性の検討等を行うためにエネルギー診断を実施し、診断結果に基づき「設置可能容量」と「特定負荷に必要な電力量」を勘案して蓄電池容量と併せて設定する。

⑤ 事業性の検討

前項までの調査結果を踏まえて、環境・エネルギー問題や再生可能エネルギー活用に関する情報発信拠点・学習拠点としての活用計画を念頭に各施設の再エネ設備等導入における「経済性（費用対効果：単純回収年数が短い施設）」「環境性（CO₂削減効果、省エネ効果の大きい施設）」「その他（更新コスト、普及啓発効果等）」の視点で分析を行い、事業性等検討の上、優先的に実施する施設を抽出する。

（2）再生可能エネルギー導入加速化に向けた普及啓発促進業務

① 市民向け普及啓発推進の企画及び実施

今後、再生可能エネルギー導入加速化に向けて、主体的な役割を担うことが期待される若年層を中心とした市民向けの普及啓発に係る環境イベント・講座を企画・検討の上、実施する。

なお、イベント・講座については計5回程度実施するものとし、実施時期については9月から12月頃を想定。実施内容のイメージとしては、イベント出展（1回）、小学生向け再生可能エネルギー体験会（2回）、中学生向け環境・エネルギー講座（2回）など。

② 結果整理・次年度以降の普及啓発策の検討

アンケートを含め実施したイベント・講座についての分析と記録のとりまとめを行い、翌年度以降に実施すべき普及啓発策の検討を行う。

5 成果品

本業務の成果品を以下のとおり納入すること。

（1）理解活動拠点化を志向した公共施設への再エネ導入F S調査

① 調査報告書…………… 10部

② 上記報告書を含む電子媒体（CD-R等） 一式

（2）再生可能エネルギー導入加速化に向けた普及啓発促進業務

① 実施報告書…………… 10部

② 上記報告書を含む電子媒体（CD-R等） 一式

6 打合せ等

本業務を適切かつ円滑に実施するため、協議・打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

7 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

8 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなくてはならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打合せを行い、誠意をもって事業を遂行するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または作業の過程において疑義が生じた場合は、発注者と受託者がその都度協議し、決定するものとする。
- (3) 業務の実施にあたり 不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決するものとし、事故等が生じた場合は速やかに発注者に報告するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において発注者からの資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者との協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。
- (5) 本業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は発注者に帰属する。